

民設民営による認可保育所

整備・運営事業者募集要項

平成30年5月

足立区教育委員会 子ども家庭部 待機児対策室

目 次

1 公募の趣旨	1
2 募集対象地域・箇所数	1
3 募集施設及び規模等	2
4 応募資格	3
5 土地・建物について	5
6 施設整備及び運営に関する基本的事項	6
7 公募・審査の流れ（予定）	11
8 応募事前相談シートの提出	12
9 質疑及び回答	12
10 申請書類の提出	13
11 候補者の選定方法	13
12 その他	15
13 問い合わせ先及び書類の提出先	16

1 公募の趣旨

足立区では、足立区待機児童解消アクション・プラン（平成30年2月改定）に基づき、待機児童の解消に向け、保育施設の整備により受け入れ定員増を進めております。

本公募は、自ら認可保育所を整備し、原則2020年4月1日に開設・運営していただくものであり、土地・建物についても事業者にてご用意いただきます。

なお、開設・運営事業者候補者（以下、「候補者」という。）は、事業者からの具体的な提案を募集し、足立区子ども施設指定管理者選定等審査会（以下、「審査会」という。）において、プロポーザル方式により選定します。

2 募集対象地域・箇所数

	地域（町丁目）	箇所数
①	千住地域 （千住地域全体）	2 箇所
②	江北地域 （江北三～五丁目）	1 箇所
③	興野地域 （興野二丁目、西新井本町四丁目、扇三丁目）	1 箇所
④	西新井駅周辺・梅田地域 （梅田一～八丁目（※）、西新井栄町一～三丁目、関原三丁目、梅島三丁目） （※）都市計画道路補助 136 号線以北	2 箇所
⑤	青井地域 （青井二～五丁目、弘道二丁目）	1 箇所
⑥	東和地域 （東和一～四丁目、中川四丁目（※）） （※）環状七号線以西	1 箇所
⑦	加平・谷中地域 ※2017 年度（平成 29 年度）の再公募分 （加平一丁目、綾瀬七丁目、谷中一～二丁目、東和五丁目）	1 箇所
⑧	辰沼・佐野地域 （辰沼一丁目、佐野二丁目、谷中三～五丁目（※）） （※）千代田線以东	1 箇所
⑨	平野地域 （平野一～三丁目、一ツ家一～三丁目、保塚町、東六月町）	1 箇所
⑩	保木間地域 （保木間三～五丁目、花畑四丁目）	1 箇所
⑪	島根地域 （島根一～四丁目、栗原一～二丁目）	1 箇所

⑫	江北・谷在家地域 (谷在家二～三丁目、鹿浜七～八丁目、江北六～七丁目)	1か所
⑬	東伊興・舎人地域 (東伊興一～四丁目、伊興本町一～二丁目、西竹の塚二丁目、伊興四～五丁目、西伊興三～四丁目、古千谷本町一～四丁目、舎人一～三丁目(※)) (※) 日暮里・舎人ライナー以東	2か所

※平成30年度中に、上記の場所以外に区有地(足立清掃事務所跡地)を利用した認可保育所整備・運営事業者の公募を予定しています。詳細は平成30年6月頃に足立区ホームページにてお知らせします。

※1か所募集となっている地域については、同一事業者による複数の提案は不可とします。2か所募集となっている地域についてのみ、同一事業者による複数(2か所)の提案を可とします。ただし、保育士確保等、開設の実効性についてよく勘案のうえお申し込みください。

※同一物件に対する複数事業者からの提案は不可とします。応募事前相談シートまたは申請書提出時点で上記事案が認められた場合、区より応募事業者宛にお知らせいたします。オーナー様と再度協議のうえ、提案書類は一事業者よりご提出ください。

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による許可・届出の対象となる営業施設から半径100m以内の場所(商業地域においては半径50m以上の場所は除く)は原則対象外とします。ただし、対象施設から保育所設置について同意を得ている場合等はこの限りではありません。

3 募集施設及び規模等

本事業は、自ら認可保育所を整備し、原則2020年4月1日に開設・運営していただくものであり、土地・建物についても事業者にてご用意いただきます。

(1) 整備施設及び規模等

施設種別	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める認可保育所(私立)
開設年月日	2020年4月1日
定員	<p><千住地域></p> <p>65名以上120名程度で実現可能な定員(0歳児から5歳児まで)</p> <p>【年齢別定員設定にあたっての条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0歳児定員を6名以上、1歳児の定員を10名以上設けること。 ・3歳児の定員は2歳児の定員より3名以上多くすること ・在園児全員が持ち上がり可能な定員設定とすること。 <p>※年齢別定員の設定にあたっては、事前に足立区と協議すること。</p> <p><千住地域以外の地域></p> <p>60名以上120名程度で実現可能な定員(0歳児から5歳児まで)</p> <p>【年齢別定員設定にあたっての条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0歳児定員を6名以上、1歳児の定員を10名以上設けること。 ・在園児全員が持ち上がり可能な定員設定とすること。 <p>※年齢別定員の設定にあたっては、事前に足立区と協議すること。</p>

開所日	月曜日から土曜日（休日・年末年始を除く）	
開所時間	基本開所時間 （コアタイム）	午前7時30分～午後6時30分（11時間） （午前8時30分～午後4時30分（8時間））
	延長保育時間	午前7時～午前7時30分（30分延長） 午後6時30分～午後8時30分（2時間延長）
実施していた だく特別保育 事業等	（1）産休明け保育 （2）延長保育 （3）年末保育 （4）発達支援児保育 （5）乳幼児すこやか相談の実施	

（2）その他

認可保育所の整備に関しては、事業者はそれぞれ関係する法令の規定に基づく施設基準を満たすとともに、本要項「6 施設整備及び運営に関する基本的事項」に規定する条件を満たすことが必要です。

4 応募資格

（1）応募締切日時時点で、認可保育所、幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園を1年以上、若しくは東京都認証保育所を3年以上運営している法人であること。

（2）児童福祉事業に熱意を持ち、継続的に安定した保育所運営ができること。

（3）社会福祉法、児童福祉法、国の通知通達、条例等の関係法令及び足立区の指導を遵守できること。

（4）社会福祉法人及び学校法人以外の者の場合は、保育所を運営するために必要な経済的基礎があることとし、応募締切日時時点で次のアからウの要件をすべて満たすこと。ただし、保育所を運営するために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与を受ける場合はイ及びウを満たすこと。
ア 保育所の用に供する土地又は建物について貸与を受ける場合は、次の（ア）から（エ）の要件をすべて満たすこと。

（ア）貸与を受ける土地又は建物について、原則として、地上権又は賃借権を設定し、これを登記できること。ただし、建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合や貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合などは、登記を行わないこととしても差し支えない。

（イ）賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

（ウ）賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されており、これとは別に原則として、①1年間の賃借料相当額と②1000万円（1年間の賃借料相当額が1000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

ただし、②の額については、これまでの運営実績等から安定的な事業経営が可能と認められる場合には、1/2を下回らない範囲での減額が認められる場合がある。

（エ）賃借料及びその財源を収支予算書に適正に計上すること。

イ 保育所の年間事業費の1/2以上に相当する資金を普通預金、当座預金等

- により有していること（上記ア（ウ）の資金とは別に保有していること）。
- ウ 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む応募者全体の財務内容について、債務超過（負債が資産を上回っている状況）となっており、また、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- (5) 児童福祉法第34条の15第3項第4号イからルに該当しないこと及び次のアからケのいずれにも該当すること。
- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- イ 代表者、役員又はその使用人が、刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- ウ 法人又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- エ 法人又はその代表者が、児童福祉事業を行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。但し、法規違反の認定より3か月以内に改善されるなど改善意欲が確実に認められる場合は、審査会の意見を付して区長決定により、応募資格のない期間を「1年以上」まで短縮することができるものとする。
- オ 法人又はその代表者が、指定暴力団の構成員でないこと（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと）のほか、児童福祉施設の管理運営者としてふさわしくない者でないこと。
- カ 法人又は法人の役員等が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体の構成員及び関係者でないこと。
- キ 法人又はその代表者が、法人税、消費税、地方消費税、都道府県民税、区市町村税等の税金を滞納していないこと。
- ク 破産法、若しくは民事再生法の適用を受けているもの又は受けようとしているものでないこと。
- ケ 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）、及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当しないものであること。
- (6) 本要項「6 施設整備及び運営に関する基本的事項（5）運営に関する条件」をはじめとする、足立区の指示・指導に誠実に従える法人であること。
- (7) 事業遂行できる十分な資力、信用、技術能力等を有し、安定的な運営ができること。
- (8) 新規保育所であり、既存保育施設からの移行でないこと。
- (9) 保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）の関係通知において認可できる見込みがあること。
- (10) 本要項に定めるもののほか、本要項「6 施設整備及び運営に関する基本的事項（1）遵守すべき法令等」に定める法令等における設置主体としての要件を満たすこと。

※応募後、上記事項を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとし、応募は無効とする。また、本公募時点から保育所開設までの間に上記法令等が改正された場合は、改正後の法令等の基準を満たすこととする。

5 土地・建物について

保育所用の土地・建物については応募者で用意すること。

- (1) 敷地から公道に至るまでの二方向の避難路が確保されていることなど、保育所としての安全性が担保されていること。
- (2) 今後土地・建物を取得又は貸与を受ける予定の場合は、保育所として使用することができることを証明する資料（売主又は貸主と交わした覚書等）を提出することができること。
- (3) 土地・建物について貸与を受ける場合は、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日児発第732号）及び「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号）を遵守すること。
- (4) 次の規定・通知等に定める建物、設備の基準に適合する物件（改修により適合できる場合を含む）を確保することができること。
 - ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）
 - イ 保育所設置認可等事務取扱要綱（平成10年3月31日9福子推第1047号）
 - ウ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）
 - エ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第47号）
 - オ 東京都保育所設備・運営基準解説（平成29年6月15日版）
- (5) 提案物件がこれから建築されるものである場合は、以下のアからエの要件を満たすこと。
 - ア 原則として、隣地・道路との境界が確定している土地であること。
 - イ 「3 募集施設及び規模等（1）整備施設及び規模等」に示した開設年月日までに建物が確実に完成し、かつ保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）等の通知により認可される見込みであること。
 - ウ 提案対象となる土地が生産緑地である場合、足立区都市計画課都市計画係及び足立区産業振興課農業振興係に事前に相談すること。
 - エ 申請日時時点で抵当権等の保育所整備に支障となるものが、設定されていない又は区が指定する期日までに抹消できる土地であること。

※応募事業者が土地・建物を取得するにあたり借入を行う場合においては、独立行政法人福祉医療機構による抵当権のみ設定可とする。
- (6) 既存物件を活用する場合は、以下のアからウの要件を満たすこと。
 - ア 建築確認申請書、建築確認済証及び検査済証（検査済証を紛失している場合は台帳記載事項証明書）等の提出が可能で、かつ建築基準法による保育所への用途変

更が確実に行えるものであること。

イ 新耐震基準（昭和56年6月1日以降に建築確認を受けていること）を満たしていること。

ウ 申請日時時点で抵当権等の保育所整備に支障となるものが設定されていない又は区が指定する期日までに抹消できる建物であること。土地について抵当権（根抵当権は除く）が設定・登記されている場合は、提案対象となる建物として取り扱うが、土地の抵当権が実行され保育施設を閉鎖しなければならない可能性があり、安定的・継続的な運営が望めないと判断される場合があることを理解した上で応募すること。

6 施設整備及び運営に関する基本的事項

施設整備及び運営に際しては、該当する以下の法令等及び条件を遵守することを前提とし、足立区と協議を行うとともに、足立区から指導があった場合には、これに従うこと。

施設整備費補助制度を利用する場合には、別途補助協議を必要とし、保育所等整備交付金交付要綱、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱、もしくは類似する他の補助交付金制度の補助対象となる場合に限り補助する。

なお、補助金額は、足立区私立保育園施設整備費補助要綱に定める金額となることから、資金計画を作成する際は留意すること。

(1) 遵守すべき法令等

- ア 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）
- イ 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）
- ウ 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）
- エ 子ども・子育て支援法施行令（平成26年6月13日政令第213号）
- オ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）
- カ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて（平成26年雇児発第0905第5号）
- キ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）
- ク 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第47号）
- ケ 東京都保育所設備・運営基準解説（平成29年6月15日版）
- コ 東京都「保育所設置認可等事務取扱要綱」（平成10年3月31日付9福子推第1047号）
- サ 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令
- シ 消防法（昭和23年法律第186号）及び関係法令
- ス 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- セ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）（平成18年法律第91号）
- ソ 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年東京都条例第155号）

- タ 東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号）
- チ 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）
- ツ 東京都指導検査基準（保育所）
- テ 足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第55号）
- ト 足立区保育扶助要綱
- ナ 足立区私立保育所入所児童等に対する法外援護実施要綱
- ニ 足立区教育・保育の質ガイドライン
- ヌ 足立区環境整備基準
- ネ その他関係法令、条例及び厚生労働省通達等

（2）施設設計に関する条件

- ア 認可保育所部分の設計にあたっては、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等関係法令等及び東京都指導検査基準を遵守すること。
- イ 自転車及びベビーカーを使用した園児の送迎に際し、近隣の住民に迷惑にならないよう十分な数の自転車及びベビーカーの置き場を確保すること。
- ウ 定員に応じた屋外遊戯場を敷地内に確保するよう努めること。敷地内に屋外遊戯場を確保できない場合であっても、プール遊び等ができるプライバシーに配慮したスペースを敷地内に必ず確保すること。
- エ 園児の安全対策を十分に考慮し、動線等に留意すること。
- オ 建物の外観は、周辺の住宅地の景観と調和する外観とすること。
- カ 給食の材料搬入や緊急時等に車を利用するため、敷地内に必要な駐車スペースを確保するなどの対策を講じ、近隣地域と交通問題を生じさせないこと。
- キ 建物からの二箇所二方向の避難路だけでなく、敷地から公道に出ることのできる二箇所二方向の避難路を確保すること。その際、避難路の重複に十分に配慮するとともに、最終的な避難位置が同一公道上となる場合には、少なくとも10m以上はなれた場所となるよう設定すること。
- ク 保育所をショッピングモール等の複合建築物内に設置する場合は、保育所とそれ以外の場所とで電気設備や換気設備等の系統分けをすること（複合施設の法定点検は通常平日に実施されるが、保育所は平日は休業できず支障が生じる恐れがあるため）。

（3）施設整備に関する条件

- ア 開発に伴う事前相談
足立区環境整備基準等の内容をよく確認し、開発指導課開発指導係への事前相談を遺漏なく行うこと。
- イ 緑化計画にかかる事前相談
足立区緑の保護育成条例に基づき、敷地内の緑化に努めること。緑化にあたっては「緑化計画の手引き」の内容をよく確認し、みどり推進課緑化推進係への事前相談を遺漏なく行うこと。
- ウ 建物の構造
建物の構造については、次の事項を考慮のうえ、計画すること。

【建物の構造の計画に当たって留意すべき事項】

- ア 開設日を厳守する工期で建築できる建物とすること。
- イ 施設整備補助を活用した建物の耐用年数以前に保育所を廃止又は建物を除却した場合、補助金の一部を返還していただく可能性があること。

〈参考：保育所等の耐用年数（平成20年厚生労働省告示第384号）〉

構造		耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造		47年
れんが造・石造又はブロック造		38年
金属造のもの (鉄骨)	骨格材の肉厚が4mm超	34年
	骨格材の肉厚が3mm超4mm以下	27年
	骨格材の肉厚が3mm以下	19年
木		22年
木骨モルタル		20年

エ 施設の設計や工事の実施にあたっては、次の事項について近隣住民に十分に配慮し、区の指示に従うこと。

- (ア) 建物の位置と高さ
- (イ) 出入口の位置と構造
- (ウ) 換気扇・室外機等の位置と向き
- (エ) 窓等の位置と大きさ
- (オ) 植栽樹木等の管理
- (カ) 防音対策
- (キ) 園児の送迎にかかる交通安全対策
- (ク) 工事車両の搬出入経路
- (ケ) 工事騒音や振動

オ 施設整備にあたっては、地域住民に対し説明を行うとともに、意見や要望について誠実に対応すること。

- (ア) 整備・運営事業者として決定後は町会・自治会等地域住民への説明を行うこと（事業内容の紹介、園舎配置案等の提示）。
- (イ) 工事業者決定後は速やかに近隣住民説明を行うこと（工事概要の説明）。

カ 整備に伴う施工業者等との契約や物品購入等にあたっては、東京都及び足立区の契約手続きの取扱いに準拠し、適正な事務取扱いの徹底を図ること（社会福祉法人においては、平成12年2月17日社援第7号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」に定められたとおり経理規程を整備の上、工事業者の入札については、区の指示する方法にて実施すること。その他の事業者についても社会福祉法人に準じること）。なお、入札の実施にあたっては透明性及び公正性の確保に努め、区の指示指導に誠実に従うこと。

(4) 園長予定者に関する条件

ア 園長予定者面接の実施

候補者決定後、園長予定者の面接を行います。面接については2019年10月頃に、足立区子ども施設指定管理者選定等審査会において実施を予定しています。応募段階で園長予定者を選出していただく必要はございませんが、別途区の定める時期までに要件を満たす園長予定者を選出していただき、区担当までご連絡ください。

イ 園長予定者の要件

園長予定者は、2019年3月31日時点で以下の要件をすべて満たす者を選出してください。

(ア) 東京都の保育所設置認可等事務取扱要綱に定める施設長要件を満たす者であること。

(イ) 専任かつほかの施設と兼務しない者であること。

(ウ) 認可保育所における園長職又は副園長職（主任保育士）の経験を1年以上有していることもしくは保育施設（種別は問わない）において保育士として勤務した経験を7年以上有していること（無資格者としての勤務経験は算入不可）。

ウ 在職証明書の提出

別途区の定める時期までに、上記要件を満たすことが確認できる在職証明書等の資料を提出していただきます。園長予定者としての要件を満たすことが確認できない場合、面接対象とすることはできませんのでご注意ください。

エ 園長予定者の再選出

園長予定者の面接において、当該予定者が不適と判断された場合は、新たな園長予定者を選出していただく場合があります。新たに選出された園長予定者についても、再度面接を行います。

(5) 運営に関する条件

ア 本要項「3 募集施設及び規模等（1）整備施設及び規模等」に記載された事項を遵守すること。なお、総定員数及び各年齢の定員数、実施する特別保育対策事業等の決定に際しては、区と協議するとともに、区の指示に従うこと。

イ 職員配置については、以下の条件を満たすこと。

(ア) 足立区保育扶助要綱、足立区私立保育所入所児童等に対する法外援護実施要綱で定めた配置基準を満たすこと。

(イ) 保育の安定性を図るため、職員構成については年齢及び保育の経験年数のバランスに配慮すること。また、開所時点において、職員の当該法人における勤続年数が平均4年以上となるような体制確保に努めること。また、配置基準を満たすための保育士は常勤保育士で配置するよう努めること（常勤保育士の定義は、保育所設置認可等事務取扱要綱を参照のこと）。

(ウ) 運営開始後、2年間は園長の交代は行わないこと。また、園長以外の保育士についても定着率向上を図り、継続的配置に努めること。

ウ 給与規程において、給与表を作成のうえ、昇給にかかる基準及び給与の決定にかかる基準を明確にすること。

エ 保育の質の向上のため、次の外部評価を受けること。

(ア) 東京都福祉サービス第三者評価を開所後3年間は毎年、それ以降は3年毎

に1回以上受審し、評価結果を公表すること。

(イ) 区が実施する保育内容等に関する助言及び指導に対し積極的に協力し、その助言及び指導に対する改善を図ること。

オ 足立区教育・保育の質ガイドラインに沿った教育・保育を進めること。

カ 施設の名称については、以下を遵守すること。

(ア) すでに区内や近隣自治体にある既設の保育所と類似する名称、同音異字の名称は避けること。

(イ) 施設の名称の決定にあたっては、区と書面にて協議を行うとともに、区の方針に従うこと。

(ウ) 施設の名称は、2019年9月1日までに決定すること。

キ 近隣住民と友好的な関係を保ち、地域福祉の向上に貢献し、地域に開かれた運営を行うこと。

ク 保護者の車両（自転車、ベビーカーは除く）による送迎は、近隣住民への迷惑になることから厳禁とし、入園の前に保護者に十分説明すること。送迎の集中する時間帯に職員を配置して指導に当たらせる等、違法駐輪による問題や交通事故等を未然に防ぐよう十分な対策を講じること。

ケ 開所後の保育所運営にあたっては、子ども・子育て支援新制度における委託費（施設型給付と利用者負担の合計額）に加え、「足立区保育扶助要綱」「足立区私立保育所入所児童等に対する法外援護実施要綱」等に基づく助成を行うが、同扶助要綱及び同実施要綱に基づく助成は区の独自補助であるため、交付された補助金は原則として当該園で指定された目的のために支出されるものであることを理解すること。なお、実績が補助金交付額に満たない場合は返還を命じることがある。また、今後の制度見直し等により、本助成の内容が変更となる可能性があるのであらかじめ承知おくこと。

コ 延長保育料は、以下の足立区立保育園における延長保育料の範囲内で設定すること（根拠条例：足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例第7条）。

	時間帯	世帯区分	1歳以上児	0歳児
延長 保育 (月極)	7:00~7:30 (朝延長)	A, B階層	月額 600円	月額 900円
		C, D階層	月額 2,500円	月額 3,750円
	18:30~19:30 (夕1時間延長)	A, B階層	月額 1,000円	月額 1,500円
		C, D階層	月額 4,000円	月額 6,000円
	18:30~20:30 (夕2時間延長)	A, B階層	月額 2,500円	月額 3,750円
		C, D階層	月額 10,000円	月額 15,000円
一時延 長保 育 (スポ ット利 用)	7:00~7:30 (朝延長)	全ての階層	日額 400円	日額 600円
	18:30~19:30 (夕1時間延長)		日額 800円	日額 1,200円
	18:30~20:30 (夕2時間延長)		日額 2,000円	日額 3,000円

	①7:30～8:30 ②16:30～18:30	全ての階層 (短時間認 定子どもの み)	日額	500円
--	----------------------------	-------------------------------	----	------

※いずれも補食代を含む。ただし、夕食の提供にあつては1食 500円（足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則より）

サ 制服や体操着など、園指定の衣服を定めて利用者から実費徴収を行わないこと（定める場合はすべて保育園会計で用意すること）。また、以下に示すものについては、足立区私立保育所入所児童等に対する法外援護実施要綱に基づき、公定価格に上乗せして区が支払っていると解されるため、すべて保育園会計で用意すること。

例：帽子、連絡帳、製作バッグ、クレヨン、クレパス、粘土、主食代、布団、教材等

極力、実費徴収を伴わない保育所運営を心がけ、やむを得ず実費徴収を行う場合は、区に協議のうえ、承認を得ることとし、区の指導に従うこと。

シ 開設後、区からの要請があつた場合には、空きスペースの活用による定期利用保育事業の実施等、区の待機児童対策に協力するよう努めること。

7 公募・審査の流れ（予定）

< 2018年（平成30年） >

5月10日（木曜日）	募集要項発表
6月8日（金曜日）	応募事前相談シート提出期限
6月13日（水曜日）	質問票提出期限
6月20日（水曜日）	応募・申請書（財務資料）提出期限
6月27日（水曜日）	応募・申請書（財務資料以外）提出期限
6月下旬～8月下旬	財務状況審査 既存運営施設視察 書類事前審査
8月～11月	審査会 事業者ヒアリング (日程は別途連絡します)

候補者決定

< 2019年 >

10月（予定）	審査会 園長予定者面接
---------	----------------

※応募件数により、スケジュールが前後する場合があります。

※募集期間内に応募がなかった地域は期間を延長して募集します。詳しくは区のホームページをご覧ください。

8 応募事前相談シートの提出

本公募への申込みを検討している事業者は、次により応募事前相談シートを提出してください。応募事前相談シートが提出された物件は、調査・現地確認を行い、応募の可否を回答します。応募可と判断された物件については、応募書類の作成に必要な「エントリー記号」を応募事前相談シート提出期限日以降にお知らせします。

※応募事前相談シートは、設計会社やコンサルタント会社等、保育事業者以外の事業者でもご提出いただけますが、応募に関する相談や申請書類の提出は、応募資格を有する保育事業者が行ってください。

(1) 提出書類

ア 応募事前相談シート **別紙1**

イ 物件案内図

ウ 公図及び地積測量図

エ 提案対象となる土地及び建物の全部事項証明書(取得後3か月以内のもの・コピー・インターネット謄本可)

※公道に至るまでの避難経路が私道を通行するものである場合は、当該私道部分の全部事項証明書も提出してください。

(2) 提出期限

平成30年6月8日(金曜日) 15時

※メールまたは持参にて提出してください。持参の場合は、必ず事前に電話予約の上ご来庁ください。

9 質疑及び回答

(1) 質疑の方法

必要事項及び質疑の内容を別添「質問票**別紙2**」に記載の上、メールにより送付してください。これ以外の方法(電話、訪問等)による質問はご遠慮ください。

なお、質問票は、質問事項1件ごとに作成してください(1通の質問票に複数の質問事項を記載しないようにしてください)。

※質問票は、設計会社やコンサルタント会社等、保育事業者以外の事業者でもご提出いただけます。

(2) 提出期限及び提出方法

ア 提出期限

平成30年6月13日(水曜日)

イ 提出方法

メールにて送付してください。

ウ 件名

メールを送付される際には、件名を「(質問) 認可保育所公募」に統一してください。

(3) 回答の方法

平成30年6月18日(月曜日)頃を目途に、受け付けた質疑に対する回答書を送信します。回答書は、募集要項と一体のものとし、要項と同等の効力を有するものとします。

10 申請書類の提出

事前相談が行われた物件で本公募への申込みを希望する保育事業者は、**別紙3**に定める書類を提出してください。区にこれらの書類を提出した事業者を応募者とします。所定の期間内に申請書類が提出されなかった場合には、応募がなかったものとみなします。また、受付期間内に応募事前相談シートが提出されていない物件での申込みはできません。

原則として、提出締切日以降の計画内容の変更は受け付けません。ただし、区が必要と認める場合についてはこの限りではありません。

※申請書類提出以降の連絡窓口は、申請のあった保育事業者に限らせていただきます。当該保育事業者以外の方からの問い合わせにはお答えいたしかねますので予めご了承ください。

(1) 提出書類及び提出書類作成方法

提出書類及び提出書類の作成方法については、**別紙3**を参照してください。

(2) 提出期限

▷ 財務資料1部…平成30年6月20日(水曜日) 15時<<完全予約制>>

▷ 財務資料以外…平成30年6月27日(水曜日) 15時<<完全予約制>>

※前日までに必ず電話予約の上、持参にて提出してください。なお、ご予約状況により、希望の時間にお受けできない場合がありますので、予めご了承ください。提出期限を過ぎた場合はいかなる理由があっても書類のお受け取りはいたしませんので、予めご了承ください。

11 候補者の選定方法

(1) 候補者の決定方法

候補者は、審査会の審査を経て決定します。審査項目ごとに採点し、合計得点に区内事業者に対する加点及びワーク・ライフ・バランス推進企業に対する加点を行った得点を最終得点とします。最終得点の得点率が6割を超え、最も高い得点の事業者を候補者として選定します。本公募(平成30年5月公募)において同一地域に複数の応募があった場合、次点の事業者を第二順位の候補者として選定します。第一順位の事業者が辞退した場合、第二順位の事業者を候補者として選定します。

(一地域に2か所募集の地域については、三番目に点数の高い事業者を第三順位の候補者として選定します。第一順位又は第二順位の事業者が辞退した場合、第三順位の事業者を候補者として選定します。)

なお、審査の結果、得点率が6割を超える事業者がない場合や、6割は超えたが保育所を運営する事業者としては不適切であると判断した場合は、候補者なしとする場合があります。また、候補者が事業の実施が困難となった場合は、再度審査会を開き、改めて候補者の選定を行う場合があります。

選定後、2019年10月頃に審査会において園長予定者面接を行います。

(2) 審査項目

ア 開設準備の実効性

提案場所の立地、保育所の機能性・安全性、開設スケジュールを評価します。

イ 保育所運営能力・提案内容

提出書類の審査に加え、審査会において事業者へのヒアリングを行い、総合的に評価します。

ウ 行政からの指導に対する法人の姿勢

指導検査に係わる書類について、重大な指摘はないか、指摘に対して適切な対処を講じているかを評価します。

エ 既存運営施設実地調査

審査会に先立ち、既存運営施設の実地調査を行い、提出書類との整合性や保育所保育指針、指導基準に基づいた保育所運営がなされているかを評価します。

オ 財務診断による経営の安定性

専門家により決算資料に基づく財務診断を実施し、公共的事業を請け負う経営の安定性があるかを評価します。

カ 加点項目

区内経済の活性化に寄与し、区内における雇用が確保されるかの視点から、区内事業者及び足立区ワーク・ライフ・バランス推進企業への加点を行います。

(ア) 以下の区内事業者に対して総得点に加点割合を乗じた加点を行います。

要 件	加点割合 (%)
区内に主たる本部があり、区内に認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は東京都認証保育所がある場合	5
区内に従たる支部があり、区内に認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は東京都認証保育所がある場合	3

※「区内に主たる本部があり」とは、主たる事務所等が区内で登記されている場合とします。「区内に従たる支部があり」とは、従たる事務所等が区内で登記されている場合とします。

(イ) 足立区ワーク・ライフ・バランス推進企業に対して総得点の2%を乗じた加点を行います。

※他自治体において足立区ワーク・ライフ・バランス推進企業と同様の認定を受けているとみなされれば加点の対象となります。

(3) 審査会の開催

審査会の開催日程については、決定次第事業者あてに通知します。審査会では提出資料に基づいた事業者ヒアリングを行います。審査会場には応募事業者の職員以外は入室することはできませんので、予めご了承ください。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、審査会終了後に応募事業者あてに文書で通知します。

(5) 選定結果の公表

選定結果の公表については、区議会報告後、区のホームページにて行います。候補者として決定した事業者のみ法人名と評価を公表し、その他の事業者については評価のみ公表します。また、応募事業者以外の方からの結果に関する問い合わせにはお答えいたしかねますのでご了承ください。

1.2 その他

(1) 追加資料の提出

審査・選定に際し、必要に応じて別途書類を提出していただく場合があります。

(2) 応募者が運営する同一又は類似施設の調査

区が必要と認める場合は、応募者が運営する同一又は類似施設等の調査を行います。調査施設及び調査時期は区から連絡します。

(3) 知的財産権等

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、選定結果の公表や区議会への報告等必要な場合には、事業者の概要（資本金、事業概要、役員等）、保育所運営方針及び収支計画の概要（保育料、補助金等の収入及び人件費、管理費、事業費等の支出）など応募書類の内容を区は無償で使用できるものとしますので、予めご了承ください。なお、応募書類は原則として返却いたしません。本要項に定める提出書類以外のものが提出された場合には、当該書類を返却する場合があります。

(4) 情報の公開

足立区情報公開条例に基づき対応します。事業者の提案内容については、個人情報を除いて公開ができるものとします。なお、事業者等の利益を明らかに損なうと認められるものは非開示情報とすることができるものとします。

(5) 応募者名の公表

申請書類を受付後、応募者名を公表します。（ただし、応募者が3者以上の場合に限ります。）

(6) 審査委員との接触の禁止

審査会の審査委員に対して、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には選定結果及び候補者の決定を取り消します。

(7) 事実相反

提出書類の内容に事実と反する記載があった場合及び募集要項に定める条件を遵守しない場合は、候補者の決定を取り消すことがあります。

(8) 応募にかかる費用負担

本公募への応募にかかる費用は、計画書の提出・未提出、提出した計画の採用・不採用に関係なく、一切を応募者の負担とします。

(9) 開園にかかる説明会の実施

事業者選定後、2019年10月を目処に入園希望の保護者に向けた開園説明会を実施していただきます。なお、説明会の会場については事業者において確保するものとし、極力開園予定地の近隣とするなど保護者が参加しやすいように考慮してください。その他開催日程等の詳細については区と協議のうえ決定してください。

(10) 認可申請

計画が採用され、区が東京都に協議を行ったとしても、認可されることを約束するものではありません。東京都への認可申請後、都の審議会で認可されなかった場合等に生じた損害については、区は一切の責任を負いません。

(11) 開園後の巡回訪問

本件公募により開園された保育所には、開園から当面の間、区による巡回訪問を毎月行う予定ですので、予めご理解のうえご応募ください。

1.3 問い合わせ先及び書類の提出先

〒120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所中央館3階

足立区教育委員会 子ども家庭部 待機児対策室

子ども施設整備課 施設整備推進第一係

電話 03(3880)5713 直通

メール kodomo-seibi@city.adachi.tokyo.jp